

担い手の経営改善を進めるため 果樹経営支援対策事業を活用しましょう！

果樹経営支援対策事業とは？

優良品目・品種への転換、園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援する事業です。

事業の内容

整備事業（生産基盤の改善）

産地の担い手等が対象

◆優良品目・品種への改植・高接、条件不利園地の廃園◆



産地計画に位置づけられた振興品目・品種

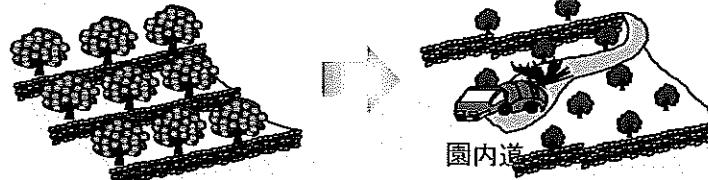
改植	みかん等	補助金単価	22万円/10a
りんご わい化	補助金単価	32万円/10a	
りんご 普通種	補助金単価	16万円/10a	
その他果樹	補助率	1/2以内	
高接	すべての果樹	補助率	1/2以内
廃園 (植林等)	みかん等	補助金単価	10万円/10a
	りんご	補助金単価	8万円/10a
	その他果樹	補助率	1/2以内

注1) 産地計画で今後振興すべき果樹として明記されている品目・品種が対象です(転換元と同じ品種への転換は原則として対象となりません)。

注2) 「みかん等」とは、うんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジなどのことです。

注3) 廃園(植林等)を実施する場合、担い手への園地集積が要件です。

◆小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土壤土層改良)、 用水・かん水施設の設置等◆



・すべての果樹 補助率:1/2以内

☆整備事業を実施するための主な要件は？

○需給調整参加要件

「みかん」、「りんご」に関する事業を行う場合は、生産出荷目標の配分を受けていること。

○実施面積要件

一箇所あたりの面積は、地続きでおおむね次の面積以上であること。

※改植、高接、廃園、土壤土層改良 → 2a

※園内道整備、傾斜の緩和、用水・かん水施設の設置 → 10a